

瀬戸市道路占用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第11号

瀬戸市道路占用料条例の一部を改正する条例

瀬戸市道路占用料条例（昭和48年瀬戸市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(占用料の徴収)</p> <p>第3条 占用料は、道路の占用について、法第32条の規定により許可を受けた者（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第10条、第11条第1項又は第12条第1項の規定により許可を受けた者）から徴収する。</p>	<p>(占用料の徴収)</p> <p>第3条 占用料は、道路の占用について、法第32条の規定により許可を受け、又は法第35条の規定により協議し、その同意を得た者（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可を受け、又は同法第21条の規定により協議が成立した者）から徴収する。</p>
<p>(占用料の減免)</p> <p>第7条 市長は、占用物件が次の各号のいずれかに該当するときは、占用料を減免することができる。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業に係るもの</p> <p>(3)から(13)まで <省略></p>	<p>(占用料の減免)</p> <p>第7条 市長は、占用物件が次の各号のいずれかに該当するときは、占用料を減免することができる。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <u>法第35条に規定する事業（令第18条に規定するものを除く。）</u>及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業に係るもの</p> <p>(3)から(13)まで <省略></p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。